

名古屋北労働基準監督署管内の労働災害発生状況

平成30年
9月末現在

死亡災害は前年同期比4人減

休業4日以上は55人増

(表1)平成30年・29年 名古屋北労働基準監督署管内 労働災害発生状況(1月～9月)

業種	H30年 発生件数	H29年 発生件数	業種	H30年 発生件数	H29年 発生件数
小計	146	130(3)	土石採取業	0	0
食料品製造業	25	30(1)	建設業	59(1)	64(3)
繊維工業・ 繊維製品製造業	3	1	道路旅客運送業	11	15
木材木製品・ 木製家具製造業	3	5	道路貨物運送業	99(1)	77
紙加工品製造業・ 印刷製本業	21	18(1)	陸上貨物取扱業	15	8
化学工業	10	10	商業	126(1)	118(1)
窯業・ 土石製品製造業	5	3	金融・広告業	21	18
鉄鋼業・ 非鉄金属製造業	1	2	保健衛生業	47(1)	28
金属製品、 金属家具製造業	38	27	接客娯楽業	36	43
一般機械器具製造業	14	5	清掃業	17	11(1)
電気機械器具製造業	8	14	ビルメンテナンス業	40	43
輸送用機械器具 製造業	8	7(1)	その他の事業	75	82
その他の製造業	10	8	合計	692(4)	637(8)

()内は死亡者数で内数である。

名古屋北労働基準監督署管内における平成30年9月末の労働災害発生状況は、表1のとおり死亡

者数4人、休業4日以上の死傷者数692人となり、前年同期に比べ死亡4人減、休業55人増の状

況にあります。

傷害災害については12次防
止最終年の平成29年同期を
大幅に上回っており、労
働災害の増加傾向に歯止
めがかかるない状況が続
いています。

死傷者数については、
前年同期と比べて休業災
害で55人増加しています
が、業種別でみると、食
料品製造業で5人17%減、
電気機械器具製造業で6
人43%減、建設業で5人
8%減、接客娯楽業で7
人16%減と減少した業種
がある一方、製造業全体
で16人12%増、道路貨物
運送業で22人29%増、陸
上貨物取扱業で7人88%
増、商業で8人7%増、
保健衛生業で19人68%増
と幅広い業種で増加傾向
が認められます。また、
製造業の内訳では、金属
製品製造で11人41%増、
一般機械器具製造で9人
180%増の状況にあり
ます。

死傷災害692人につ
いて事故の型別でみると、
転倒灾害で186人と休
業災害全体の27%を占め、

(表2) 平成30年 死亡災害発生状況

No	発生月	業種	事故の型 起因物	発生状況(概要)
1	H30 6月	その他の小売業	破裂 圧力容器	自家用水道施設の貯水圧力タンクを点検していたところ突然タンクが破裂し点検者が弾き飛ばされて死亡。
2	H30 7月	その他の建設業	高温との接触 高温環境	屋外配管漏れ修理工事において溶接作業者が体調不良で休憩中に痙攣し倒れ込んだため救急搬送するも死亡。
3	H30 7月	社会福祉施設	おぼれ 水	児童デイサービスの海水浴行事において流された児童の浮き輪を泳いで取りに行った指導員が溺れて死亡。
4	H30 9月	道路貨物運送業	交通事故 トラック	若狭舞鶴自動車道を走行していた大型トレーラーが事故渋滞最後尾の大型トラックに追突して死亡。

(表3) 事故の型別 労働災害発生状況
(1月~9月) (人)

事故の型	H30年 発生件数	H29年 発生件数
墜落・転落	106	98(2)
転倒	186	156
激突	57	65
飛来・落下	34	30(1)
倒壊・崩壊	13	7(1)
激突され	21	25
はさまれ・巻き込まれ	73	71(2)
切れ・こすれ	49	40
踏み抜き	1	1
おぼれ	1(1)	0
高温・低温の物との接触	23(1)	24
有害物等との接触	4	7(1)
破裂	1(1)	0
交通事故	50(1)	53(1)
動作の反動・無理な動作	64	52
その他	3	5
分類不能	6	3
合計	692(4)	637(8)

()内は死亡者数で内数である。

墜落・転落灾害で106人(15%)、はさまれ・巻き込まれ灾害で73人(11%)が被災しており、依然としてこれら3つの事故の型で全体の半数以上(53%)を占めています。本年度からの第13次労働災害防止推進計画(5カ年計画)においては、死亡者数を早期に3人を下回りさらなる減少を目指し、休業4日以上の死者数を平成29年に比べ10%以上減少させることを目標を定めています。しかしながら、前述のとおり本年9月末現在で前年同

期を上回っている状況にあります。ですが、13次防の初年度は災害減少からスタートしなければなりません。このような状況から、当署においては13次防に掲げる重点業種である製造業及び建設業における重篤災害防止対策、陸上貨物運送業、第三次産業の小売店・飲食店・社会福祉施設等の災害多発業種に対する取り組みを中心に対策を推進し、業種横断的な重点対策として死傷災害の中で最も発生人数が多い「転倒灾害」を減少させるための「TOP!転倒灾害プロジェクト」を進めています。

各事業場においても労働災害を防止するため、「論理的な安全衛生管理」の考え方に基づき、効果的な安全衛生管理の実現に向けて、労使一体となつた取り組みを進めたいと願っています。

ジエクト」と交通労働災害防止対策及び高年齢労働者対策を推進するとともに、各事業主団体と名古屋北労働災害防止推進運動協議会を継続し各種活動を行っているところ